

■ 災害対策関連法案改正へ 救助に福祉サービス提供が明記

能登半島地震の教訓なども踏まえ防災体制を強化するため、災害対策基本法や災害救助法など 6 つの法律を改正する法案が 5 月 28 日、参議院本会議で採決され、賛成多数で可決・成立しました。

今回の改正により、国が費用負担をする「救助」の種類に「福祉サービスの提供」が明記され、避難所だけでなく自宅にとどまったり、車中泊をしたりする高齢者や障害者などが必要な支援を速やかに受けられるようになるほか、自治体に対し、保存食や簡易トイレといった災害用物資の備蓄状況を年 1 回、公表することを義務づけることが盛り込まれました。

施行は一部を除き、公布日から 3 か月以内です。



参考： https://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/pdf/kihonhou_06_1.pdf

■ 脳死提供は過去最多、心停止後の提供は過去最少 2024 年度の臓器移植実施状況報告から

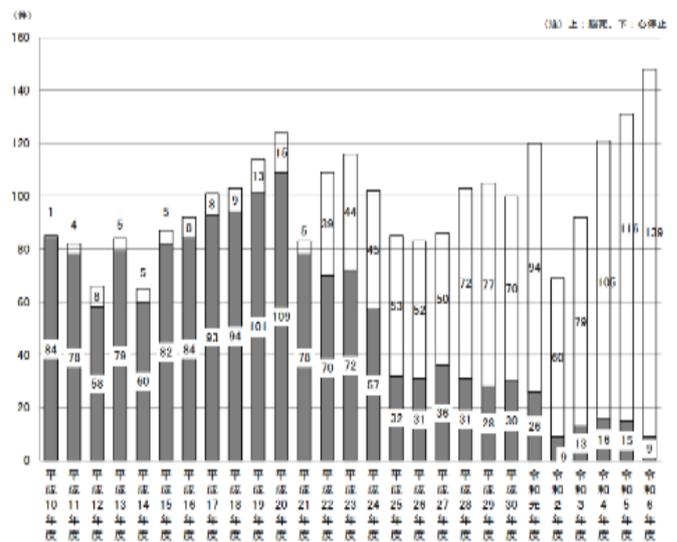
厚生労働省は 6 月 3 日、2024 年度末 (2025 年 3 月末) の臓器移植実施状況を国会に報告しました。

臓器提供者数は 148 人で、前の年度から 17 人増加。このうち脳死下の臓器提供者は 139 人で、過去最多となりました。

一方、心停止後の臓器提供者数は 9 人 (同 6 人減) にとどまり、過去最少だった 2020 年度と同じ数でした。

臓器別では、腎臓の提供者数は 124 人 (前年比 5 人増)、そのうち脳死下の提供は 115 人 (同 11 人増) でした (下表)。

2024 年度臓器提供の件数の推移



2024 年度移植実施数等

	提供者数		移植実施数	
	うち、脳死した者の数		うち、脳死した者の身体からの移植実施数	
心臓	116名 (104名)	同左	116件 (104件)	同左
肺	106名 (92名)	同左	135件 (108件)	同左
肝臓	119名 (105名)	同左	123件 (107件)	同左
腎臓	124名 (119名)	115名 (104名)	239件 (227件)	222件 (202件)
脾臓	47名 (32名)	46名 (32名)	47件 (32件)	46件 (32件)
小腸	2名 (2名)	同左	2件 (2件)	同左
眼球 (角膜)	620名 (611名)	55名 (51名)	854件 (854件)	97件 (93件)

臓器移植法が 1997 年に制定された際、参議院では「厚生労働大臣は、参議院厚生労働委員会で臓器移植等の実施状況を報告する」という附帯決議が付され、以来、厚労大臣は毎年、国会で報告を行っています。

参考： <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001262104.pdf> <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001262105.pdf>